定　　款

株式会社オウケイウェイヴ

1999年　7月15日制定
2000年　2月　1日改正
2000年　2月15日改正
2000年　5月26日改正
2000年　5月30日改正
2000年　6月17日改正
2003年　5月　9日改正
2003年12月10日改正
2004年　9月29日改正
2006年　9月23日改正
2009年　9月26日改正
2012年　7月　1日改正
2012年　9月22日改正
2015年　9月26日改正
2017年　9月23日改正
2018年　9月22日改正
2019年　9月28日改正
2021年　6月28日改正
2022年　9月29日改正
2023年　5月12日改正
2024年　9月27日改正

株式会社オウケイウェイヴ　定款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、株式会社オウケイウェイヴと称し、英文ではOKWAVE, Inc.と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．ウェブサイトの企画、制作、運営及び管理
２．情報処理サービス業及び情報提供サービス業
３．ソフトウェア業
４．電気通信事業
５．広告宣伝の企画、制作及び代理業
６．企業の販売促進の企画
７．イベント、セミナーの企画、運営及び実施
８．各種コンテンツの企画、制作、販売及び配信
９．インターネット等を利用した顧客対応業務及びマーケティングリサーチ業務
10．インターネット等を利用した通信販売及びオークションの企画及び運営
11．古物営業法に基づく古物の売買
12．通訳及び翻訳業
13．ブロックチェーン、暗号資産の開発及び関連する事業
14．各種事業、有価証券等への投資及び運用
15．労働者派遣事業、有料職業紹介事業及びその他の人材関連サービスの運営業務
16．経営に関するコンサルティング業務
17．前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（公告方法）

第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）

第５条　当会社の発行可能株式総数は、63,000,000株とする。
（単元株式数）
第６条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会決議によって自己の株式を取得することができる。
（株主名簿管理人）
第８条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置き、その他株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
（株式取扱規程）
第９条　当会社の株式に関する取扱は、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集の時期）
第10条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から３ケ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。
（定時株主総会の基準日）
第11条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月30日とする。
（招集権者及び議長）
第12条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（電子提供措置等）
第13条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。
②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書類に記載しないことができる。
（決議の方法）
第14条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の

３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 15 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第 16 条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 17 条　当会社は、取締役会を置く。

（員数）

第 18 条　当会社の取締役は９名以内とする。

（選任方法）

第 19 条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任期）

第 20 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（役付取締役）

第 21 条　取締役会の決議によって、取締役の中から、取締役社長１名を選定し、必要に応じて、取締役会長を１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（代表取締役）

第 22 条　取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

②　取締役会の決議によって、取締役の中から会社を代表する取締役若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 23 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮する

ことができる。

② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議方法）

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

② 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。

（取締役会の議事録）

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

（報酬等）

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（顧問・相談役）

第28条 取締役会の決議によって、顧問・相談役若干名を置くことができる。

（取締役の責任免除）

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役及び監査役会

（監査役及び監査役会の設置）

第30条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

（員数）

第31条 当会社の監査役は4名以内とする。

（選任方法）

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第 33 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間と同一とする。
（常勤の監査役）
第 34 条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知）
第 35 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。
（監査役会の決議方法）
第 36 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（監査役会の議事録）
第 37 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
（報酬等）
第 38 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
（監査役の責任免除）
第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。
②　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第 6 章　会計監査人

（会計監査人の設置）
第 40 条　当会社は、会計監査人を置く。
（選任方法）
第 41 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。
（任期）
第 42 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当

該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（報酬等）

第 43 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 44 条　当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 7 章　計　　算

（事業年度）

第 45 条　当会社の事業年度は、毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの 1 年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第 46 条　当会社の期末配当の基準日は毎年 6 月 30 日とする。

（中間配当）

第 47 条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年 12 月 31 日を基準日として中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第 48 条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。